

予算審査特別委員会（建設課）

日 時 平成28年3月9日（水）
午後1時00分～午後2時20分
場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）

説明員 財原建設課長、渡辺室長、高橋室長

書 記 川上主任、岩崎事務局長

○山本委員長 会議を再開します。午後からは建設課について審査を行いますが、建設課終了後に農林課の審査を行いますのでご協力をお願いします。予算説明附属資料84ページ下段から95ページまで一括して説明を求めます。なお説明にあたっては、座ったままで結構です。財原課長。

○財原建設課長 そうしますと建設課に関わります、平成28年度の予算審査よろしくお願ひ致します。最初に建設課の方の28年度予算計上額であります、一般会計につきまして10億4,800万円、それと簡易水道事業特別会計につきまして3億円。農業集落排水事業特別会計で1億9,500万円、総計しますと15億4,400万円で、前年度比3,900万円の減になっております。減額の主な要因は、特別会計の公債費償還の減額が要因ではあります。事業としましては、新石見水力発電所関連、それと町道の野田塚原線、道の駅に関連しまして北の原権現線の事業が27年度予算をもって完了しております。28年度新規としましては、防災安全としまして、昨年夏に落石がありました日南病院線の防災事業。それと、定住促進ということで生山地区の宅地分譲という事業に新たに着手します。これに1月の三吉地区の災害復旧事業をまた今後補正で加わらせていただきますと、前年の事業費を確保したというような予算となっておりますので、よろしくお願ひします。そうしますとお手元の配布資料の84ページ下段からご説明いたします。最初に衛生費であげております、井戸水等安定確保推進事業でございます。これにつきましては、水道の未普及地区の家庭用井戸水道施設、それと水質検査に充てる費用を昨年度同等155万5,000円をあげております。続きまして、85ページ上段になります。し尿処理費として合併処理浄化槽設置整備事業としまして1,908万4,000円をあげております。これにつきましては、農業集落排水事業特別会計に公

債償還相当に当たる額を繰り出しております。前年度対比173万9,000円の減となっております。中段をご覧ください。簡易水道費の簡易水道事業です。これにつきましては、一般会計から簡易水道事業特別会計に繰出し金として7,222万3,000円、前年度比2,647万1,000円の減額となっておりますが、簡易水道の公債費償還が減少したということが主な要因になっております。下段をご覧ください。農地費の農道等維持管理事業でございます。これにつきましては、町が管理しております農道の維持管理といたしまして、主に広域農道があたりますが、これの管理費、それと農道維持工事、それを計上しております。計上額は531万1,000円で昨年同額としております。次のページ86ページをご覧ください。農地費の国土調査事業でございます。地籍調査の事業費があたりますが、これにつきましては今年度調査測量委託としまして、1億9,900万円、地区につきましては説明資料の通りではありませんが、新規地区として河上、茶屋、菅沢、湯河、神戸上、福塚、ここのブロックで新たに入りたいということで、国へ要望している額を元にして計上しております。財源としましては、国土調査の事業費補助金としまして、国から2分の1、県から4分の1、町からは4分の1ということで事業費としてあてております。昨今、地籍調査の事業費につきましては、27年度も国からの予算配分が事業費として80%程度ということで抑えられてきております。今後予算の配分等によって事業の執行については、詰めていくこととなりますけれども、推進の方を進めたいと思います。本年度、2億809万6,000円。前年と比較しまして、2,824万円の減額としております。次のページ、87ページです。農地費の農業集落排水事業でございます。これにつきましては、農業集落排水事業特別会計に出す繰出し金といたしまして、6,273万3,000円。前年度比624万6,000円の減を計上しております。下段をご覧ください。単県土地改良事業でございます。ここに上がりますのが、しっかり守る農林基盤交付金。県の単県補助事業であります。これによりまして、意欲ある農家の土地改良施設の修繕、農道や水路等の農業基盤の整備を図るということで、町が発注します工事費300万円、原材料の支給として40万円、補助金としまして、地元で地域施工でしていただく事業費として1,171万7,000円を計上しております。財源としましては、しっかり守る農林基盤交付金ということで、県費補助45%~50%を当てて事業を執行いたします。併せまして、本年度の予算計上額は1,511万7,000円でございます。続きまして、88ページ上段をご覧ください。林道費の林道新設改良事業でございます。ここに計上しますのは、27年度から道整備交付金で事業着手しました林道

内方線、それと県営林道の窓山線の多里側の工区です。これにかかる事業費といたしまして、委託料、工事請負費、土地購入保証金、立木補償を主としまして計上しております。併せて県営事業の負担金ということで、窓山林道の県営事業につきまして事業費の負担をしておりまして、1,110万円をあげております。併せまして、8,776万円。前年度比較5,372万7,000円の増となっております。これにつきましては、昨年度来から設計を進めております林道の内方線につきまして、28年度から工事着手をしたいというふうに考えております。この事業の補助金につきましては、道整備交付金は国庫補助50%、県費の補助として15%の上乗せをいただきます。残りは過疎債を充てることとしております。下段をご覧ください。土木総務費の土木一般管理事務でございます。ここに計上しますのは、土木・建設課関係の職員の給料、それから各種期成会、道路等の期成会の負担金等々をあげております。今年度2,466万1,000円、前年度比172万4,000円の増額でございます。続きまして、89ページをご覧ください。ここにあげますのは、道路橋梁総務費のうち、道路橋梁事業として毎年町道の変更があった路線の修正ということで、町道台帳の整備、それと一昨年から進めております交通安全施設整備として、道路の消えております白線等の区画線の補修工事をあげております。本年、397万3,000円を計上しまして、昨年対比86万3,000円の増としております。続きまして、90ページをご覧ください。道路維持費の道路維持管理事業でございます。ここに計上しますのは、町道の維持修繕・管理費用、それと県と3町が連携して進めております県道の一部受託、維持工事の受託です。それと、近年、道路ストック、構造物等の点検費用、それに伴う修繕、あと除雪の費用を計上しております。大きく分けて最初に道路維持修繕工事ではありますが、計上額1億7,198万円です。この中には、道路ストックの27年度は法面の点検をしておりまして、その修繕計画費、それと5年計画で進めております橋梁点検の委託料として600万円、それと日南病院の法面、先程27年の8月に落石をおこしました場所の修繕工事設計委託料、それと舗装の修繕工事として27年に積み残しました市場線の舗装修繕等々をあげております。除雪費用につきましては、概ね前年度比の機械の維持管理、それと委託料を計上しまして、1億4,927万8,000円をあげております。備品購入として、28年度が除雪機械の11 t ドーザーの購入事業ということであげております。これにつきましては、町の中に11 t 車、かなり年数が古くなったものがありますが、このうち2台を1台は県の貸与、それと1台は購入として予算を計上しております。若干、県の予算の方の付き方が変

わってきておりますので、変更修正等々が想定されますが、基本的に町内、町の除雪機械28台を所有しておりますけれども、これを単純に割りますと30年使ったとして年に1台2台等々で更新していく必要があるということで、近年27年度のロータリー車も含めてそういった中での更新計画を立てて参ります。その下にあります除雪機械運転手の育成支援事業ということで、27年度新規に取り組みまして、3町連携しまして日南町の場合は10人を新たに免許取得されました。これを当面5カ年程度の計画で継続していくということで、100万円の補助金を計上しております。財源としましては、社会資本整備総合交付金、補助率70%、除雪機械の購入補助、それと県からの補助金等々をあてます。それと除雪につきましては、県道の除雪の受託金、それと県道の維持工事の受託金ということであげております。総額が3億2,125万8,000円、前年度比1,479万円の増でございます。91ページ下段をご覧ください。道路新設改良事業としまして、本年度1億1,767万5,000円を計上しております。28年度につきましては、町道の各改良工事、社会資本整備総合交付金を持って、霞福塚線、一般質問にもありましたが三吉の工区、それと、新たに生山印賀線の宝谷工区で、買収が終わっているところを工事したいと思っております。町道の内方線につきましては、道整備交付金として並行して行う事業でありまして、調査設計に入りたいというふうに考えております。委託料として1,300万円、工事請負費として8,200万円を計上し、社会資本整備交付金につきましては、補助率70%、道整備交付金につきましては50%の補助を持って、残りは過疎債をあてて実施したいと考えております。続きまして、92ページ上段をご覧ください。橋梁維持費の橋梁維持管理事業でございます。これにつきましては、これまでの橋梁の点検に基づく橋梁の長寿命化修繕計画、これに基づきまして、町道橋の必要な修繕を年次的に実施するというように計上しております。工事請負費として4,100万円あげておりますが、多里の野組橋、山上の下多田橋、大宮の南橋、このあたりの設計が終わってる修繕を進めていきたいと考えております。本年度4,981万2,000円、前年度比1,101万8,000円、財源につきましては、社会資本整備交付金それと過疎債を充当したいと考えております。それと下段をご覧ください。河川総務一般管理事務でございます。ここにあげておりますのは、河川に堆積しておりました土砂を撤去して、河川施設の維持管理ということで、その費用を計上しております。本年度102万2,000円、前年度比202万円の減額となっておりますが、27年度は立石川を実施したことによりその減による減額となっております。93ページ上段をご覧ください。

住宅管理費でございます。上段は県営住宅維持管理事務でありまして、県営住宅の受託事務として県営住宅の維持管理にかかる費用を計上しております。本年度40万1,000円で前年度同額としております。下段をご覧ください。住宅管理事務であります。ここにつきましては町営住宅の維持管理費用ということで、町営住宅47戸、特定公共賃貸住宅が30戸、その他普通財産にかかる住宅7戸の維持管理費用を計上しております。本年度575万2,000円に対しまして55万円の減としております。続きまして94ページ上段をご覧ください。定住促進施設維持管理事務でございます。ここに計上いたしますのは、住宅の中で定住促進施設宿泊研修所のいわみにし6戸分の管理費用をあげております。本年度43万5,000円、前年度比5,000円の増額で計上しております。下段をご覧ください。短期滞在型専用住宅管理事務でございます。これにつきましては、昨年12月に開所しました、ひだまりの家に関連する管理費を計上しております。住宅につきましては、お試し住宅6戸、高齢者ショートステイ住宅が6戸ということで12部屋の管理費を、需用費、役務費、使用料等々を計上しております。本年度371万4,000円、企画課から建設課に維持管理が移って新年度全額新規計上となっております。最後になりますが、95ページ上段をご覧ください。住宅建設費のうちの定住住宅整備事業でございます。これにつきましては、生山地区の分譲住宅整備事業にかかる費用としまして、27年度は委託料を計上して繰越をお願いしましたが、28年度は宅地造成の工事費として、場内道路、浄水、下水、それと区画整理ということで、3,860万円を新規計上しております。中段をご覧ください。災害復旧費でございます。中段は、耕地災害復旧事業でありまして、農地農業用施設の耕地災害にかかる復旧事業を当初被災が起きましたら、初動が取れるように測量設計費430万円を計上しております。下段は公共土木施設災害復旧事業で、同じく初動の測量設計費といたしまして、500万円を計上しております。ここまでが一般会計の概要でございます。よろしく申し上げます。

○山本委員長　ただいまの説明につきまして、ページを区切って質疑意見を求めます。84ページ85ページについて質疑意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長　86ページ、87ページについて質疑意見ありますか。古都委員。

○古都委員　87ページのしっかり守る農林基盤交付金、所謂単県土地改良の関係だと思いますけども、よく聞く話の中で水路が壊れたとか、自分で直すから材料をと

いろいろな話があるわけですし、これが予算計上が、県に応募して県から金がきて年間の事業規模を決められるのかどうか、というのが非常にまだ順番が来ないという話をよく聞きますが、そこら辺の経緯についてご説明をお願いします。

○山本委員長 財原課長。

○財原建設課長 この単県土地改良事業のしっかり守る農林基盤交付金事業であります。基本的に町に事前に事業要望としてあげていただいている事業をリストとして予算計上しております。それを県に事業要望として持ち上げますけれども、県も総額が決まっている関係で、その中のうちの配分された中から執行するというので、多少順番待ちというような要望の方があるのは事実であります。いずれにしても県の補助金を財源にしておりますので、それに応じた執行を心がけるといふふうな形で取っております。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 そういたしますと、現在順番待ちと言いますか、役場の方をお願いしておるけれども、まだ消化されていない件数がどれくらいあるのか。それとそれが多い場合には非常に良い制度でもありますので、単町あたりで対応されるような話は出てこないのか。その2点についてお伺いします。

○山本委員長 財原課長。

○財原建設課長 今、町でここに計上しておりますのは、原材料支給として2件要望が、これにつきましては水路を暗渠にしたいという要望があがってきております。それと地域施工分の1,464万7,000円ですが、この中には用水路の修繕、暗渠排水、それと区画整理、ミニ区画、ケタを除去するような事業だと思います、そういったものが12ヶ所です。ですので14ヶ所あげておりますが、当初からここ何年要望されてきて、順番待ちの方もありますし、最近米価が下がりましたということで、国からの所得補償等の補助金を持って事業される方等々が多かったですけれども、そういったものが目減りして見合わすという方もおられます。そうした方の中で、先程ありました県費補助の事業で調整しながら進めていきたいと思っておりますし、単独費につきましては、この事業の中では町が管理する農道とか災害にならないような工事も対象としておりますので、そういったものにかかりましては町の方も持ち出しして事業進めたいといふふうにご考慮しております。

○古都委員 残数は。

○山本委員長　　積み残しですか。古都委員。

○古都委員　　今手元にすぐでなければ後で結構です。残数、今希望しておられるけれども予算枠はないという数を教えていただきたいと思いますし、もう一つここでやられるかどうかいうのを確認したいんですけども、町内ほ場整備をして20年以上経つ田んぼが多くなってですね、排水が悪くなったと。調べてみると、耕土の下に層ができておって下に水が下らんという話を聞いております。大宮地区でもそういうことだったようですし、先回もちよっとお話しましたが、福栄地区あたりのは場整備地が排水が下に下らない、横抜きしかできないというような話も聞いておりますが、例えばそういうこの事業の本来の事業が出た場合に、今やっておる小さな沢山の事業が停止になるのではないかと思うわけですけども、そこら辺については、どういうふうにご考えておられますでしょうか。

○山本委員長　　財原課長。

○財原建設課長　　この事業の本来の趣旨から行きますと、農業基盤の整備事業というのは国の事業がまずあります。基本的に確か200万円以上の事業で一定の計画書、要件を満たさないと取り組めないという形になっております。しっかり守るにつきましては、それ以下の小額、それと少額になりますとこれまでの中山間の取り組みや、多面的の取り組みで、農林の交付金関係の事業で取り組んでいただけるという所以外のところを、この事業で取り組むというスタンスにしております。今ありました水田の排水、耕土破碎だと思えますけれども、事業取り組みますとかなり大きなものになりますし、それが地区としてとりまとまって国の事業なりその多面的とかそういったもので取り組んでいただければいいですけども、それに満たないものにつきましては、しっかり守るの方で対応ということは可能です。ただ、予算の配分ということはありませんけれども、そういった事でご相談いただければ良いかと考えております。

○山本委員長　　福田委員。

○福田委員　　86ページ、国土調査事業の件ですけど、これがなかなか山持ちさん大変高齢化しながら、なかなか進行していないということではありますが、この進行状態はこの今契約になっておりますが、だいたいスムーズに行く方法はないでしょうか。測量して会社に出してそれから返ってきて、役場へきてというような関係になっていくと思えますけどね。各外注だされて、それから最後には役場ということになっていくんですが、この調査は。それで本当はどこが詰まってくるのか、スムーズにどこ

か流れないのか、それをちょっとお聞きしたいです。

○山本委員長 渡辺室長。

○渡辺室長 今のご質問の方にお答えいたします。現在、一筆調査、現地調査の方は外注に出しております、調査の方は進めているわけなんです、やはり一番問題となっているのが現地に来ていただけない。委任状もなしに自分の土地を確認していただけないということが、1番問題になっております。ですので、やはり周りの方が声をかけていただいたりして、必ず現地の方を確認していただくという作業が、一番必要になってくるのではないかというふうには思っております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 現地に来ていただけないと、山持ちさんが、所有者が。来られんからできないんだということで、ほんならずとそれ来なかったら、AさんならAさんが来なかったらずとそれ飛ばすですか。ずうとそれも来るのを待つんですか。もし来なかったら来なかったで、何かやり方があらへんですか。

○山本委員長 渡辺室長。

○渡辺室長 今、現地に来られない方、不在村というような形で日南町にいらっしゃらない方もいらっしゃいますので、そういった方には委任状を必ず出していただきたい。ただその委任状についても何度も催促もして、ご案内の方は差しあげるんですが、やはりそれが返ってこないと周りの方に土地を決めていただいても、あくまでもそれは仮の境界ということになりますので、せめて現地での確認、或いはその委任状が出ない限りは、周りもしっかり見てということで、境界が確定できないという事になってこようかというふうに思います。

○山本委員長 よろしいですか。86、87ページでございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 88ページから89ページ。久代委員。

○久代副委員長 財源にあがってる下段の土木建設機械整備基金、これ利子収入ですけど、この建設機械基金ですよ。2千数百万基金残高はあるわけですけども、ずっと例えば除雪機のローダーとか機械でも、単年度予算でいつも計上されていますよね。この基金の扱いをどのように考えておられるのか。ほとんど基金の利子収入だけで睡眠してるような感じもしますけどもどうでしょうか。

○山本委員長 財原課長。

○財原建設課長　　この土木建設機械の整備基金、今町で、建設課で所管してるのは除雪車しかありませんが、従前は重機、職員が直営で道を広げておるような時代もありましたので、そういった意味合いも含めて町が持っている機械の整備を図るという目的で基金造成されております。ご指摘のように近年、単年度事業で今回も2,600万円を新規に予算計上しておりますが、これにつきましては、社会資本の交付金、それと過疎債が今充当できるような状態となっておりますので、基金を取り崩すまで至っておりません。ただ、従前は機械の更新等々は単独事業でありまして、なかなか有利な交付金等がなかったということがあります。ただ、先程も申しましたが、町の中で町の除雪機械を今28台所有しておりますけれども、これを新品で全部買い換えますと3億円以上。3億2,3千万円ぐらいになると思いますが、それほどの機械の資産になります。すべてが交付金事業、補助事業なり過疎債で充当できればいいですが、小さな5t等の機械が増強だとか、そういったもので補助対象にならないということになれば、数台分の購入費用は基金として、残しておいていただきたいというふうに考えております。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員　　89ページのこの道路橋梁の関係の交通安全施設工事に入るんだろうと思いますけども、ここにも書いてあります、交通事故を防止するということですが、2車線の道路のカーブミラーの場合と、1車線の道路のカーブミラーでは重要性が違うと思うんですけども、私相談を受けたりするのが、1車線の道路のカーブミラーが白く古くなってですね、白ぼけと言いますかね、鏡の能力が落ちてきとるんですね。そういうところが数ヶ所見受けられます。そうした場合に、整備順番、緊急度のような問題があるかと思いますが、そこら辺についてどのようにお考えになっとるか。

○山本委員長　　財原課長。

○財原建設課長　　交通安全施設整備につきましては、今ご指摘のカーブミラーにつきまして、よくありますのが、台風とか風で倒れたとか、何かが倒木とかでぶつかって割れた、車が当たって凹んだとかいうものもありますけれども。ここ近年、あんまりこれまでの整備をしまして、新設をして欲しいという話は少なくなっております。ただ、古くなって今白くなって見えないというような場所がありましたら、要望につきまして対応は検討していきたいと思っております。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員 役場の職員の皆さんも80名の方が毎日動いておられて、若干建設課から依頼されれば、要望がなくても発見できるところが沢山あるかと思います。その従来から特に建設関係では、要望を重視というものがあったわけですが、総務課あたりとよく相談されてですね、交通安全の観点で町内の町道を見るのに一日もかからんかと思えますので、今日は誰がこっち方面仕事で行くという時にチェックしてもらわれればいいと思えますので。もちろんしてもらえんなら要望せないけんかもわかりませんが、一つこういう時代ですので、高齢者が増えて新しい鏡でもなかなか見えにくいというのに、そのような状態がありますので、一つ私がここで要望でも一般質問でもなんでもないので、今後そういう思いでぜひ取り組んでいただきたいなと思えます。

○山本委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 ないようでしたら、90ページ91ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 よろしいですか。92ページ93ページ。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 94ページ95ページ。久代委員。

○久代副委員長 昨年度、新しく建築した短期滞在型ですね。所謂お試し住宅ひだまりの入居状況について。企画課が作って建設課が今度は事業を継承されるわけだけでも。主に冬場の高齢者の方の入居ということもあったわけだけでも、どういう状況になっているのか、その広報活動も含めてお知らせ下さい。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 ひだまりの家の入居の状態と併せまして、広報につきましたのご質問ですが、12月からひだまりの家の入居募集を開始いたしましたが、現在までのところ3名の方が入居しておられます。高齢者ショートステイの方にお二方、お試し住宅の方に一方ということでございます。お試し住宅の方におきましては、入居料金としまして県外の移住者と県外の在住者ということになっておりますので、町内でもしショートステイと言いますか、入居をご希望の方につきましたは、高齢者ショートステイの方に入居していただいておりますという状態でございます。それと、このひだまりの家の入居に関する広報でございますが、現在ひだまりの家の管理につきましたは、建設

課の方で行っております。入居の相談等につきましては高齢者ショートステイにつきましては、福祉保健課の方、お試し住宅につきましては企画課の方で、現在入居に関する相談等受けておられるという状態でございます。お試し住宅につきましては、移住定住の関係もございますので、そのあたりの周知と含めまして現在広報等行っているという事でございます。

○山本委員長　　よろしいですか。大西委員。

○大西委員　　95ページの定住住宅整備事業で、分譲住宅造成されますが、現時点でわかっているスケジュール、最終は決まってないと思うんですけど、スケジュールは今現在建設課はどのように考えておられますか、お願いします。

○山本委員長　　高橋室長。

○高橋室長　　定住住宅整備事業でございます。説明資料にあります分譲住宅地の造成という事でございますが、昨年の12月にこの分譲住宅地の造成にかかります測量設計の業務の方を現在進めていただいてもらったところでございます。その測量設計の方が5月ないし6月にできますれば、早速に造成の工事にかかる入札等を行いまして、7月から概ね11月ぐらいにかけまして、造成工事を進めたいというふうに考えております。造成工事の方が終わるという後に広報をかけるのではなくて、それまでのある程度造成が形ができた時には、分譲地という形で募集の方をかけるようなことで現在調整を企画課と総務課、建設課の方で調整をしながら進めておるという状態でございます。

○山本委員長　　大西委員。

○大西委員　　5月6月に工事着手と考えるんですか。それとも5月6月中末なんですか。また7月か11月ということもありましたけども、大体造成がすべて終わるのが何月なのか。

○山本委員長　　財原課長。

○財原建設課長　　今室長が申しましたが、だいたい設計自体は6月を目途にまとめたいと。それから発注準備をしますので、造成工事につきましては7月からということです。ただ、宅地の区画整理ですので、その切って盛って造成するという事はさほどはないですので、場内の道路と上水道と下水道の配管、そういったものが比較的簡単にできると思いますけども。日野川が隣接しておりますので、そういった関係で一般質問の中でもありましたけども、河川との協議、それとか一部民地があったり

することがありますので、そういったものは整理して進めるために、設計が概ね6月までかかるだろうと見込んでおります。それと実質マイナス金利になって、新しく建てたいという方は金利は多分一番いい時期ですし、来年4月予定されてます消費税が本当にあがるんでしたら、一日でも早くそういったことで建てられる方の方が有利に働くような募集の時期というのは、企画課と総務課と調整しながら進めていただきたいというふうに考えております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 94ページの上段の石見西のまなび宿ですね、このハウスクリーニング、電話料、郵券料と書いてありますけど、これ今何棟住んでおりますかな、空きは何棟あるか、ちょっと教えてください。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 現在、石見西6棟のうち、5棟が入居されておられます。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 5棟入居して、それでハウスクリーニングというのは1棟するわけですか。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 ハウスクリーニングにつきましては、退去された時に必要に応じて役場の方でクリーニングが必要であろうという時に、役務費という形でクリーニングの方をさせていただきますが、原則入居者の方が退去される時に綺麗に清掃していただくという形でお願いをしております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 クリーニングは、入居した人が出るときにクリーニングして出るんじゃないですか。町が持つんですか、クリーニングは。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 住宅の現在の老築等によりまして、どのあたりまで清掃が必要かというあたりが、多少差があるかというふうに思っておりますが、石見西の住宅につきましては、平成22年に完成しております。概ねまだ新しい住宅ということもありますし、部屋の間取りの関係もあれば、あまりそれほど大きなハウスクリーニング等が発生しないというふうに考えております。従いまして、石見西につきましては、現在のところ入居者の方が、ある程度掃除と片付けをしていただいて退去してもらったという状態でございます。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 そうすると、このクリーニングというのが町がすることはないと、入居者が出るときにクリーニングして、一般の住宅と一緒にしよう。一般の住宅も出るときには、クリーニングして許可を得て、検査してもらって退去していくでしょう。それと同じことじゃない考え方は。

○山本委員長 財原課長。

○財原建設課長 今委員ご指摘の通り、基本的には入居された方が清掃して、退去されると。その時に自分でできるふき掃除、掃き掃除等々の場合は、次の方を迎えられる場合は、基本的にはそういったことは本人が負担されることもあれば、かなり汚したから業者に頼んで、ハウスクリーニングをかけるというのを原則としております。ここであげておりますのは、そういったしましてもお風呂場のカビだとか台所周りのサビ等々で、経年年数が経って、これは入居をする前からほぼ同じような状態だけど一度業者をかけてクリーニングとか必要が生じた場合に、それは管理している町の方がやる場合もあるということで、予算をあげさせていただいておることをご理解いただければと。基本的には、入居者負担ということで処理しております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 入居者の負担であって、なんでハウスクリーニングの予算を出ってくるかな。どこの住宅も一緒にしよう、普通の住宅でも。退去する人がクリーニングして、それで建設の担当者が OK 出たら、それで出ていくでしょう。駄目なら手直しするでしょう。現在もそういうことあるでしょう、やっておるでしょうそれを。

○山本委員長 財原課長。

○財原建設課長 高橋室長の方も申しましたように、石見西の方はまだ比較的新しいので、直接業者に頼んでる事案はございませんが、基本的に例えば壁紙ですね。入居年数がたてばやはりシミとかそういったものもでてきますが、張替えになるのかという場合に拭き掃除できちんとした業者に頼めば張替えまでは必要ないというようなことで、そういった場合にはこの予算をもって当てたいというふうに計上しておりますのでご理解いただきたいと。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 入居するときに契約するでしょう。それで汚れたときには直して、それから障子が破れたら貼って直して出なさいでしょう、全部。畳も替えて出るでしょ

う、入居者が全部していくでしょう。なんでこれほどハウスクリーニングがいうんですか。これは入居者がするべきじゃないかな、これは。ちょっとおかしいよ、そりゃあやり方が。今問題になつとるでしょうが、現に。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 すいません、ハウスクリーニングにつきましては、現在石見西については直接業者の方に依頼したという実績は今のところございませんが、どうしても入居者の方がなかなか清掃等、例えばフローリングのワックスですとか台所等のそういった過去のサビですとか汚れですとか、そういったものがなかなか入居者の方が頑張られても綺麗にならないというケースがございます。そういったものにつきましては、次の新しい方が入居される状態を町の方で確保すべきだということで、必要に応じてクリーニングをさせていただきたいというふうに思っております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 それはわかりました。確かに担当者言うのわかりました。今後サビがついて落ちんだったら、町が責任をもって掃除して出すということですね。それだけ確認したいんですよ。もし汚れておったら、町が直して、町が金出して、クリーニング代出してするんですね。住居者は退去するけんって、かまわんでいいですね。

○山本委員長 財原課長。

○財原建設課長 ハウスクリーニングの扱いではありますが、一番最初に申しましたように、基本的には入居者が本来は清掃して返していただくというところでありまして。室長が先程申しましたのは、入居者ができない場合等々は町の方がする場合もあると。ただその場合につきましては、町としては畳の表替えも一緒ですけれども、利用者負担を求める部分と、そうでない町が施設が古くなったからやらにゃいけんクリーニング等もあります。その辺はきちんと退去の場合にかかった費用を整理して、この場合は町もハウスクリーニング等をする場合があれば、その分は逆に退去の負担金として、入居者の方に求めてきちんと整理をしたいというふうに進めたいと思います。

○山本委員長 その他ございますか。坪倉委員。

○坪倉委員 同じとこなんですけども、お試し住宅には地域おこし協力隊など、入居を想定をされておるとのことだったんですけども、石見西とそれからお試し住宅も石見西も期限が決められておって、農林業研修生とか就職のために来たけど、当分住宅はない方のための宿泊施設ということなんですけども。そのへんの使い分けと言

いでしょうか、要綱規則でどういうふうに分けられるのか。要綱規則でどうなっとなるのかという事と、実態としてどういう運用をされるのかということの説明をお願いします。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 定住促進施設宿泊研修所、いわみにしとひだまりの家のお試し住宅、高齢者ショートステイ住宅につきましては、現在入居の方が短期間であるということがありまして、現在のところ石見西につきましては、農林業研修生の方を中心に入居いただいております。昨年12月からお試し住宅高齢者ショートステイ住宅の入居も、農林業研修生の宿泊研修所がすべて埋まっている場合につきましては、入居ができるような状態でございますので、そういった場合につきましては、石見西がすべて入居が入っておられるというケースにつきましては、高齢者ショートステイか、もしくはお試しの方に入居いただくという事になるようになるかと思えます。ただ、条件的には何が違うかというあたりにつきましては、現在のところその中で明確な区分につきましては、仕分けをして入居の方をしておるという状態ではございませんので、そのあたりは再度整理をしまして、入居の希望をですね、うまく配分できるように調整をしていきたいというふうに思っております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 いわみにしについても農林業研修生だけでなく、条件的には入れるわけですよ。仕事を求めてこられた方が新しい住まいが見つかるまではということなんで。お試し住宅もそういう趣旨で、あまり固く考えずにもっと柔軟に対応できればいいと思えます。逆に地域おこし協力隊の方が、3年間入れるお試し住宅を優先的に入れられるというのも逆におかしな話だと思うわけですし、とにかく町外から人を呼び込むための施策の一つとして、積極的に両方使っていただきたいと思えます。

○山本委員長 その他ございますか。荒木委員。

○荒木委員 今のひだまりの家ですけど、前の企画課の時には共用費といって電気代とか6,000円しかみてなかったですよ。一件当たり月に。今で計算すると月でいうとずっと入った場合2万490円という計算になるんですよ。これだけ企画課から建設課に来て考え方がボンと違ったのは何か原因がある。何を根拠に出されたんですか、この金額は。

○福田委員 何ページ。

○久代副委員長 どの部分。

○荒木委員 94ページの需用費という事です。前の企画課の時には6,000円という。ほんに6,000円絶対足りないと思いましたが、そういう数字で説明を受けておいて、今回293万9,000円なんですね。ですから、考え方が全然、大体こっちの数字の正しいんです。共益費だと思いますが。要するに月に3万円払う人に対して、役場としてはこれだけの電気代と水道代がかかるということですよね。

○山本委員長 財原課長。

○財原建設課長 企画課の段階で施設の条例を定めて料金等の設定をしていただいて、建設に引き継いだ状況ではあります。最終的にここに計上しましたのは、この3ヶ月4ヶ月入っておられても空室であっても、基本的に電気、ガス、水道、下水につきましても、基本的には基本料金がかかってきます。そういったものを積み上げた結果が今、需用費の電気料等々で293万9,000円等々かかるということで、これは実費、光熱水費の最大限を計上しております。その中で、一室月に6,000円というところですので、確かにその時の説明もあったと思いますけれども、6,000円を12戸を集めてもこの金額にはなりません、そういった高齢者へのサービス、それと若者が呼び込むがためのお試し住宅。そういったものを施策として、町費の方もこういった事で一般財源の持ち出しとなりますけど、そうしたものに施策に起用したいというふうに考えております。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 しつこいようですけども、その上の石見西6戸分は33万1,000円という事ですから、すごい差があるじゃないですか。その辺はよろしいんでしょうか。石見西も電気代水道代見るわけですよね。

○山本委員長 財原課長。

○財原建設課長 今委員さんの質問で混同されるようですが、お試し住宅ひだまりの家の方は6,000円として光熱水費を月いただきます。役場の方がその料金について支払いをいたします。上段にあります石見西の方のここにあげてます、電気料、上下水道料は、ここに入られます方は基本的に住宅使用料が確か1万1,000円と、1万2,000円ですが、それ以外に電気、水道、下水、ガスは個人負担というふうになっております。あわせますと独身者がひと月どれほど使うかなとは思いますが、お試し住宅1ヶ月入れば3万円、それに石見西の方もそういった個人負担を合わせればさ

ほど変わらないような料金になるのではないかなというふうに思います。という事で、石見西の方は個人の負担というふうになっておりますので。

○山本委員長 そのほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 ないようでしたら、次に簡易水道事業特別会計について説明を求めます。附属資料124ページ125ページです。

○財原課長 そうしますと124ページ、簡易水道事業特別会計についてご説明いたします。最初に施設管理費としまして、簡易水道事業の本年度6,265万3,000円、これにつきましては町で管理しております簡易水道施設の維持管理を行いまして、利用者の方々に安定な水を供給する目的であげております、施設管理費という項目になります。この中には毎月の検針や料金収受、それと水道施設の点検や維持そういったものの経費として需用費、電気代、薬剤代等々1,863万6,000円、委託料メーター検針そういったものに276万円、それと工事請負費につきましては、小規模な修繕もありますが、県道や県の事業等で移転工事が伴った時に807万2,000円をあげております。委託料の中に公営企業会計移行委託という事で525万円を計上しておりますが、これにつきましては水道事業の公会計への移行という事で、昨年27年度から施設の資産そういったものを調査等を進めておりまして、概ね30年度を適用を目的として外部に委託を行うものです。ここの財源としましては、水道料金を概ね半額、それと一般会計の繰入金等を当てまして、昨年比19万7,000円ほぼ同額の予算をあげております。続きまして125ページ上段です。水道改良事業といたしまして、日南町簡易水道統合整備事業という事で、平成26年度から進めております日野上生山地区簡易水道事業の統合事業の費用をあげております。28年度が配管等の測量設計の委託業務として850万円、工事費として配水地の築造それと生山方面への配水管の敷設等々に1億3,560万円を計画しております。事業の執行につきましては、配水池のあります小原の残土処分場の計画等々も踏まえて、国への申請等を行いたいというふうに考えております。財源としましては、補助金として国費3分の1の補助金とあとは簡易水道債、過疎債等をあてる計画としておりまして、本年度1億4,756万9,000円に対しまして、前年度2,078万2,000円の増額となっております。下段をご覧ください。簡易水道の公債費償還事務でございます。簡易水道の事業の公債費の償還という事で、これまでの借り入れの償還金利子等々の償還額を計上しております。8,979万円、前年度は1億1,000万ありま

したので、減額2,093万7,000円という事で、これまでの建設事業の積み残しは一段落して減額、償還の方は金額的に少なくなってきたということになりました。

○山本委員長　　ただいまの説明について、質疑意見ありますか。大西委員。

○大西委員　　125ページの上段の日南町簡易水道統合整備事業で、配水池築造となっておりますが、小原のところですね。ここは、残土の埋め立てするところですね、残土の埋め立てが終わってからされるのか、並行に工事は進められるんですか。

○山本委員長　　高橋室長。

○高橋室長　　統合簡易水道事業の配水池の工事でございますが、課長が説明しました通り小原の残土処分場の工事も合わせてございます。工事と並行しながら配水池の築造また林道内におきます送水管、排水管の敷設を行うという事で、残土処分の工事に支障がないような形で並行しながら、工事の方を進めて参りたいと思っております。

○山本委員長　　財原課長。

○財原建設課長　　今の説明に補足してでございますが、生山周りの配管、これまで28年度には着手したいというふうにご説明したと思っておりますけれども、今度春にオープンする道の駅、そういったものや、この霞周り、生山周りで学校施設そういったものでかなりたくさんの方が集まっておられることもありまして、基本的に小原の建設残土の事業に合わせて、進めるという考え方でおります。ただ、配水池の位置が進入路の入ったすぐのところでありますので、県の建設技術センターが進める進入路の工事に合わせて、配水池の方は計画していくということになっております。この事業につきましても、また明日、県とやりとりはありますけれども、そういった中で小原も進めながら生山の方へも検討しながら、また別途消火栓等の話もありますので、そういったものを勘案して、28年度の実施場所というのは精査していきたいというふうに思います。

○山本委員長　　近藤委員。

○近藤委員　　124ページの移転補償工事は、どこの部分を想定してここに計画されてありますか。

○山本委員長　　高橋室長。

○高橋室長　　簡易水道事業の移転補償工事でございますが、平成25年から着手しておりますが、矢戸のちょうど山上方面に上がる交差点付近の今、国道の工事また砂防工事の方が県の事業で進んでおりますが、そこにかかる水道管の敷設替えという事で、

移転補償工事という事で、日南町の方が対応するという経費でございます。

○山本委員長　　そうしますと、次に附属資料126ページから128ページ、農業集落排水特別会計につきまして説明を求めます。

○山本委員長　　財原課長。

○財原建設課長　　そういたしますと、126ページから農業集落排水事業の特別会計についてご説明いたします。最初に126ページ、農業集落排水一般管理業務でございます。これにつきましては、集落排水施設町内4施設ございますけれども、これの維持管理費として計上しているものでございます。需用費等につきましては、光熱水費1,177万2,000円、薬剤費それと小規模な修繕料があがっておりまして、合わせますと1,768万7,000円です。役務費の方は、処理場で処理しました汚泥等の抜き取り手数料、それと通信、郵券等の費用として759万2,000円です。委託料といたしまして、先程言われましたが処理場の管理委託という事で、施設の管理費を業者の方に委託しております555万8,000円、それと修繕等の設計が生じます場合の108万円、それとこの中にも集落排水事業につきましても、公営企業会計に移行する簡易水道と合わせて進めるということで787万5,000円の委託業務費、あわせて1,464万4,000円を計上しております。財源としましては、基本的にこの部分につきましては、下水道料金と先程の公会計へ移行する委託につきましては、起債が当てられるということで780万円を見込んでおります。本年度5,835万4,000円に対しまして、824万8,000円の減額となっております。次に127ページでございます。特定管理費の特定地域生活廃水処理一般管理業務でございます。ここに計上いたしますのは、町が事業を進めております合併浄化槽、その建設費と維持管理費という事で、主に料金収受、それと合併槽の保守点検、管理、設備の修繕という事であげております。委託料としまして、その管理してます浄化槽の管理委託料として1,360万2,000円、ここに先程来あがっております合併処理浄化槽部分の公営企業会計への移行支援と言う事で、外部委託787万3,000円をあげております。これにつきましても、財源としては主に下水道使用料、浄化槽の使用料ということを経上しまして、本年度3,853万9,000円、昨年に比べまして800万5,000円の増額となっております。続きまして128ページ上段をご覧ください。特定地域生活排水処理事業の中で、ここに浄化槽の設置の推進ということで、浄化槽7人槽4基、21人層1基、工事請負費等1,002万2,000円をあげております。昨年度と比較しますと、278万6,000円の減額となっております。1ヶ所、先程の説明の中で訂正

で127ページの特定地域生活排水の管理業務の中に、工事費が入っているというふうにご説明しましたが、その部分は間違いで、先程の処理事業の中の方に含まれているという事で訂正させて下さい。それと128ページ下段でございます。ここに交際費の償還事務としまして、農業集落排水事業と特定生活排水事業の公債費の償還ということで、一般会計から繰入れをいただいたものと、基金の持ち出しを合わせまして8,892万9,000円、前年度比837万8,000円の減額となりますが、公債費の償還にあてるといふことで計上しております。よろしくお願ひします。

○山本委員長　ただいまの説明につきまして質疑意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　そうしますと、過疎地域自立促進計画について質疑意見がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　そうしますと、全体を通して質疑漏れがありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　そうしますと、建設課の審査につきましては以上で終わります。職員の皆様ありがとうございました。そうしますと、ただいまの建設課の審査におきまして特に意見を付したいということがありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　そうしますと、ここで暫時休憩をとります。再開は2時35分とします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

委員長

副委員長